

総点検に当たって整理すべき事項

(総務省)

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <p>(1) 指導監督体制の整備 公益法人に対する指導監督の責任体制を確立するため、平成13年2月9日、省内に総括公益法人指導監督官(官房長)、総括公益法人指導監督補佐(官房総務課長及び官房参事官)及び公益法人指導監督官(担当部局筆頭課長等)を置くとともに、即日、省内連絡会議を開催し、指導監督の統一かつ効果的な推進を図った。</p> <p>(2) 公益法人の設立及び指導に関する訓令等の整備 既に平成13年1月6日付けで「総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する事務処理要綱」を制定し監督指導に努めていたところであるが、平成13年2月9日の「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会」における「申合せ」の趣旨を踏まえ、新たに立入検査実施計画の策定、公益法人指導担当職員に対する定期的な研修の実施、必要に応じて公認会計士等専門家の協力をえた業務運営の実態把握、指導監督責任体制の明文化などを追加し、同訓令の改正を3月中に行う予定である。また、併せて関連する通達の整備も行う予定である。</p> <p>(3) 定期的かつ計画的な立入検査の実施の徹底 過去における立入検査の実施状況の把握に努めるとともに、3年に1回立入検査を実施していない公益法人については、今回の総点検を契機に立入検査を行うなど、定期的かつ計画的な立入検査の実施の徹底を図った。</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p>	<p>対象346法人</p>
<p>(1) 民業圧迫・ユーザー利益の阻害 以下の事項について点検を行い、民業圧迫、ユーザー利益の阻害がないか判断した。 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合又は競合しうる状況となっていないか。(公益法人の行う事業が営利企業の事業と成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及していないか。)(指導監督基準2(6)、2(2)、2(3)等による。) 公益法人が行う収益事業の支出規模が、主として公益事業を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態からみて適正なものであるか。具体的には可能な限り総支出額の2分の1以下に止めているか。(指導監督基準2(6)による。) 過去において公益法人による事業の独占の弊害、民業圧迫、公益法人の行う事業の独占の弊害、民業圧迫、公益法人の行う事業で料金等に係る指摘がなされているか。また、これら指摘が有る場合、改善がなされているか。</p>	<p>0 × 0</p>
<p>(2) 目的と活動との整合・適切な情報公開 以下の事項について点検を行い、法人の公益目的と実際の活動が整合しているか、また、活動に関する十分な情報公開がなされているか判断した。 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であり、事業の内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされているか。(指導監督基準2(1)による。) 管理費の総支出額に占める割合が可能な限り2分の1以下になっているか。2分の1以上の場合、人件費の管理費に占める割合が過大なものとなっていないか。(指導監督基準5(8)による。) 業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えておき、原則として、一般の閲覧に供しているか。(指導監督基準7(1)による。)</p>	<p>目的 0 × 4</p> <p>情報公開 2 × 3</p>
<p>(3) 高額な役員報酬・退職金 以下の事項について点検を行い、役員報酬及び退職金の妥当性を判断した。 役員報酬や退職金が、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて適切なものとなっているか。社会的批判を受けようような高額なものとなっていないか。(指導監督基準4(1)による。)</p>	<p>0 × 0</p>
<p>(4) 委託先・発注先選定の公正性 以下の事項について点検を行い、委託先・発注先選定の妥当性を判断した。 委託先及び発注先の業者の選定が、合理的な理由もなく随意契約により行われ、複数年連続して同一の業者に固定されていたり、公益法人とつながりのある企業が選定されていないか。</p>	<p>0 × 1 2</p>